

会津地域移住希望者応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付要綱第12条の規定に基づき、会津地域移住希望者応援補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象期間)

第2条 補助金の交付は、当該補助金の交付決定日の属する年度の3月15日までの間に行う現地見学に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助対象者、対象地域、補助の条件、補助対象経費及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会津地域移住希望者応援補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、現地見学を行う日の14日前までに福島県会津地方振興局長（以下、局長という。）に提出しなければならない。

- (1) 会津地域移住希望者応援補助金活動計画書（第2号様式）
- (2) 現地見学を行う者の申請日時点における年齢が確認できる書類
- (3) 振込口座預金通帳の写し
- (4) その他局長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(変更の承認の申請)

第5条 申請者は、申請の内容を変更し、又は中止・廃止しようとする場合は、会津地域移住希望者応援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を局長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は交付決定額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第7条 局長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について申請者に報告を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定により報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、現地見学を終了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金

の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、会津地域移住希望者応援補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 会津地域移住希望者応援補助金実績書（第5号様式）
- (2) 宿泊費の領収書の写し（ただし、宿泊日及び宿泊人数が記載されたものに限る。）
- (3) その他局長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 局長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査を行い、補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、確定額が既に通知している交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 申請者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに会津地域移住希望者応援補助金交付請求書（第6号様式）を局長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第11条 申請者は、補助金に関する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（事業完了後の報告）

第12条 申請者は、補助事業の完了年度の翌年度末までに、会津地域移住希望者応援補助金経過報告書（第7号様式）を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書は、局長は必要があるときは翌年度以降も申請者に提出を求めることができる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年 8月17日から施行する。

附則

この要領は、平成29年 7月 1日から施行する。